

令和5年第8回農業委員会議事録

令和5年8月25日

長瀬町農業委員会

令和5年第8回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和5年8月25日
開催年月日 令和5年8月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好
閉会時刻宣告者 14時33分 事務局長 相馬 孝好
会長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	常木 三郎	11	野原 重信
2	林 春政	12	島田 暁
3	武井 哲夫	13	宮澤 史明
4	朽原 仁		
5	野原 隆男		農地利用最適化推進委員
6	鈴木 智子		第1区域 堀口 英一
7	井上ゆかり		第2区域 坂上 健司
8	山口 俊司		第3区域 須賀 勤
9	齊藤喜久夫		第4区域 野口 稔
10	松本 高正		

○欠席委員 なし

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 小川 竜太
主任 野原 靖子

会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請2件について
- (2) 議案第2号 非農地判定について
- (3) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について
- (4) 議案第4号 農用地利用配分計画について

(5) 議案第5号 長瀬町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について

(6) その他

- ・ 次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 優等生で、全員の方が予定時間より早くお集まりいただきましたので、ただいまより令和5年第8回の農業委員会総会を始めさせていただきます。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、宮澤会長よりご挨拶を申し上げます。

宮澤会長、お願いします。

○会長 皆さん、こんにちは。

新体制になりまして、2回目の総会でございます。

なかなか暑さがお盆過ぎても収まらないということで、農作業等大変だと思います。かなり汗かいて、体は絞れますが、体調には気をつけていただきたいと思います。あわせまして、コロナがとても今、感染拡大が広がっておりまして、ぜひ皆さんには注意していただきたいと思います。

すみません、挨拶のところで言うべきことではないかもしれませんが、二、三ちょっとご連絡等させていただきます。

1つは農地パトロール、従来8月、9月で実施しております。先ほどの挨拶のとおり暑いので、皆さんの体調を考えて、10月まで延長させていただきたいということで考えております。いつもなら8月の総会で詳しく説明するところなんですけれども、次回の9月に事務局からパトロールの説明をさせていただきますので、実質10月にずれ込む形になりますが、ご了解いただきたいなと思います。

それから、最初の総会でも事務局からお話ししましたが、この活動記録セット、従来は1年まとめて書いてほしいと出せたんですけれども、なかなかそれですと書くことがたまっちゃいますので、毎月恐縮なんですけど記入して出していただきたいと思います。12ページまでは記録のつけ方が説明してあります。それ以降、1回につきA4の半分に書いていただきますけれども、切り取ることができますので、毎回この総会で1枚ずつ、かける人は何枚でもいいんですけれども、提出していただきたいなと思います。

総会の、私もちょっと勘違いしていたんですが、総会のことにもここに描くようになっておりますので、最低でも1枚は書けるはずでございます。農地を見た、一人でぶらぶら散歩して見たということでも、それも活動になりますので、書き方によってですけれども、よく12

ページまでの書き方を見ていただいて、必ず総会の席に破いて切り取って事務局のほうへ提出してください。お願いいたします。

それから、ちょっとつまらんことですが、この飲み物なんですが、前からいる方は分かっているんですけども、特に用意しませんので、各自準備していただきたい。必要な方は準備していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、第8回の総会、お世話になります。よろしくをお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、早速、議題に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則の第4条の規定によりまして、会長に議長をお願いします。よろしくお願いします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いしたいと思います。

次第を見ていただきたいと思います。

その前に、ただいまの出席農業委員は13名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎議事録署名人の指名

○議長 初めに、議事録署名人の指名を行います。

3番、武井哲夫委員、4番、柘原仁委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 この議事録署名人は、この会議の内容を事務局のほうで議事録にしますので、今日でなく後日になりますから、それでは、ご異議ないと認めます。よって、議事録署名人に3番、武井哲夫委員、4番、柘原仁委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請2件について

○議長 議事の議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請2件について、議題とします。

農地法第5条、番号1、——氏、所有の農地を——氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、—————

一、譲渡人、住所・氏名、—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字—————、地目は畑、面積は417平米の1筆です。転用の目的は自己用住宅となります。権利の内容は、所有権移転となります。下に案内図、公図がありますので場所の確認をお願いします。場所は根岸区内、野上駅の東側約200メートルにある場所です。

次に、申出の事由ですが、現在隣接する寄居町内のアパートにて生活しております。しかし、近年生活が手狭となっていたことから、長瀬町内にて自己用住宅の建築地として土地を探しておりました。今回所有者様のご厚意により、申請地をお譲りいただけることとなりましたので、申請地を買受け、住宅を建築し居住したく、今回の申請に至りましたということです。

計画の内容ですが、裏面の配置図、平面図をご覧ください。

次に、資金計画ですが、—————

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。次に、農地の区分は、駅の300メートル以内にある農地として、第3種農地と判断されます。

次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道幹線28号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 8番、山口です。

8月22日に事務局の小川さんと推進委員の堀口さんで、3人で現地を見に行きました。

現地は野上駅から見ますと、国道に押しボタンを渡りまして、落合眼科に行く途中に1つ目の十字路を保健センターのほうに向かって2件目の空き地なんですけれども、別にこれとって問題のあるような場所でもないので、大丈夫だと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。

山口俊司委員の説明が終わりました。

続きまして、担当地区推進委員の堀口栄一委員の説明をお願いいたします。

○堀口栄一委員 堀口です。

8月22日に事務局の小川さん、農業委員の山口さんと現地確認を行いました。

場所は先ほど山口委員のお話があったところでございます。住宅に挟まれた畑でございます。幹線28号線に一部接するということでございます。現在では草地となっておりますけれども、特に問題はないと考へます。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございますので、異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

最初の総会の席で、3条、4条、5条を説明しましたけれども、5条は利用権が移ると、あと転用という許可申請、これにつきましては県知事の許可ですので、農業委員会としましては、あくまでも農業委員会としての意見を許可相当の意見ということで、県知事宛てに進達するという事です。

3条は所有権とか、利用権の移転のみ、これにつきましては、農業委員会で許可できますので、知事への公告等はございませんので、4条と5条につきましては、県のほうに意見を付して進達するという事でございます。ちょっと今年なられた方にあえて説明して申し訳

なかったと思いますけれども、よろしくをお願いします。

それでは、続きまして、農地法第5条、番号2、——氏所有の農地を——氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、住所・氏名、——さん、譲渡人、住所・氏名、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字——、地目は畑、面積は174平米の1筆です。転用の目的は自己用住宅となります。権利の内容は、所有権移転となります。下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、下宿区内、長瀬郵便局から南東約150メートルにある場所です。

次に、申出の事由ですが、私は、長瀬町の実家で居住しております。私の子供3名と母と妹の6人で暮らしておりますが、大変手狭になっております。このたび単身赴任中の夫も一緒に暮らせるめどが立ちました。実家も子供たちの成長とともに手狭になっているため、私たち夫婦の家を構えることといたしました。場所を考えた際に、子供たちには今後も自然豊かな場所で育ててほしいこと、私もフルタイムで働いていることも含め、今後も実家に往来しやすいよう、なるべく実家の近くで土地を探しました。申請地は住宅地であり、駅からも近いことから、今後子供たちが成長した際にも通学に便利なことも含め選定いたしましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、平面図をご覧ください。

次に、資金計画ですが、

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から300メートル以内にある農地として、第3種農地として判断されます。次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中15号線に接している農地です。

以上で説明終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いいたします。

5番、野原隆男委員の説明をお願いします。

- 5番野原隆男委員 8月22日に事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと現地確認をしてまいりました。

場所は、事務局の説明にあったとおりでございます。

現地を見ましたが、裏面の配置図にもあるとおり、南側にはある現在樹木のところと再利用して営農するというので、排水計画や近隣の農地所有者の方からの同意も取得しているということで、転用するのはやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長 野原隆男委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

- 堀口栄一委員 堀口です。

同じく8月22日、事務局の小川さん、農業委員の野原さんと現地確認を行いました。

場所は先ほども言ったとおりでございますが、現地を確認いたしますと、この申請地の隣の空き地、宅地ということになっておりまして、今回その宅地にうちを建てられて、それでこの畑も利用するというようなことだと思います。現在では除草剤をまかれておりまして、よく管理されておるなという感じを受けてまいりました。隣の宅地と一緒に利用されるということなんで、非常に効率のよいことだと思いますので、申請のとおりにしたほうが効率がいいのかなと考えます。

以上です。

- 議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

9番、齊藤委員。

- 9番齊藤喜久夫委員 本件は5条の174平米に対する審査というか、申請になっているんですけども、この土地購入費800万という表示は宅地の215.25平米を含んだという説明があつて分かるんですけども、174平米の値段というのはどこにも出てきていないんですけども、表示の仕方としてどうなのかなというのもあるんで、ちょっとその辺は。

- 議長 事務局、説明をお願いします。

- 事務局 そのあたり、それを踏まえまして、すみません、資金計画の欄に土地購入費、分割で土地購入費につきまして先方に確認取ったところ、そこは分けて考えられないということでありましたので、今の現在の畑部分と、現在宅地部分の面積含めましての土地購入費とい

うことで、資金計画図のところに記載させていただいております。

○9番齊藤喜久夫委員 それは分かるんだけど、トータル—万というのは分かるんですけども、174平米の審査だよ、これはね。

○事務局 まあ、そうです。

○9番齊藤喜久夫委員 だから、逆に174平米の値段のほうが、宅地の値段は分かっているわけでしょう。

その他で800万って分かっているけれども、宅地の値段が分かっているんだったら、これの174平米の値段が分かるんだったら、そこは表示したほうが適当じゃないかなという意見です。

それは結果的に分かるんだけど、トータル—万というのは理解できました。その前の案件も417平米の—万というんで、そんなに相場的に変わっていないんで理解できるんだけど、あくまで転用の圃場の、畑の値段ですよ、今回の申請は。もう宅地については終わっているわけでしょう。

だから、あくまでこのトータルで、本人が払う合計は—万というのは分かるの、理解できる。だけれども、174平米の値段というのは、これだと何も分からない。トータルは分かるけれども。

○事務局 そうですね、174平米の農地としての売買ということで考えていないということで。

○9番齊藤喜久夫委員 だったら、その旨みたいなのをどこかに表示しておかないといけないんじゃないかな、説明としてね。それは理解できます。それで実際トータルでという表示でやむを得ないのかなという部分も分かるけれども、これでいいのかなという、そういう意見です。反対しているわけじゃない。

○議長 意見としてだよ。

○9番齊藤喜久夫委員 そうです。

○議長 宅地の215平米のほうが分かるのであれば、その差額だよ。

○事務局 宅地としては出ていないです。

○9番齊藤喜久夫委員 事務局の説明だと理解してくださいという感じでしょう。分かる。結果的には分かるんだけど、何かちょっと疑問なところがある。

○事務局 可能な限り先方。

○9番齊藤喜久夫委員 意見ですから、分からなければいいです。

○事務局 分かりました。

○須賀 勤委員 公図の部分でちょっと695です。

裏面に書いてある住所、695の1が申請地でいいんですけども、宅地の部分が695の5。

○事務局 失礼しました。ここ695の5です。

資金計画の欄に695-2という記載にはなっているんですけども、695-5を含んだものです。

○須賀 勤委員 分かりました。ちょこちょこやって数字が合わなかったの。

○事務局 695-5のほうが今回、ここここを。

○須賀 勤委員 この宅地のこの面積と1の空いているところの端を使うという。

○事務局 そうです。表面を見ていただくとピンクになっているところと、その下の部分。

○須賀 勤委員 だから、下の部分がもっと広がるわけだね。

○事務局 そうです。下の部分含めて購入される。

○須賀 勤委員 村山さんが1回宅地で買ったんだけど、もう1回その部分を売りに出して、あとは奥の部分の外形的にはつながる部分の農地を自分のうちの庭として使うんで買ったという。

○事務局 そういうことです。

○議長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

◎議案第2号 非農地判定について

○議長 続きまして、議案第2号 非農地判定、農地法第2条第1項ののうちに該当するか否かの判断について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 非農地判定についてご説明いたします。

まず、非農地とする判断基準は、その土地が森林の様相を呈していたり、山林に接して山林化が進み、農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合、または土地の周囲の状況から見て、農地として復元しても、継続する利用ができないと認められる場合に、農地に該当しないものが非農地判断とされます。

説明をする前に、今回の非農地判定に至った経緯をご説明いたします。

今回の申請地である地番が、先月、7月の農業委員会の議案第2号にて、第3条の許可申請が提出され、農地としての復旧が難しいという意見で、保留となっていた件となります。所有者より、8月9日付で農地法第3条の許可申請書の取下げ願いが提出されたことを報告し、またそれとあわせて非農地判定の申出があったことをご報告いたします。

以上のことを踏まえてご説明をお聞きください。

番号1、所在地、大字井戸字————、地目は畑、農振区分は白地、面積は1,381平米になります。所有者は————さん。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。

場所は井戸中郷区内、長瀬げんきプラザより南約150メートルの場所です。

裏面に現況写真も添付されておりますので、あわせてご確認をお願いします。写真にありますとおり20年以上管理が行き届いていないということで、山林化が進行し、農地として復元することが困難であるということが予想されます。

今回の非農地判定は、所有者から農地に該当しないことの証明を依頼されたため、判定を行うものです。現場につきましては、8月22日に担当区域の農業委員さんと現地確認を実施しました。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

6番、鈴木智子委員の説明をお願いします。

なお、現地確認は農業委員のみの実施のため、鈴木委員のみの説明とさせていただきます。

それを踏まえて説明をお聞きください。

○6番鈴木智子委員 6番、鈴木です。よろしくをお願いします。

8月22日に事務局の小川さんと現地の確認に行ってきました。

場所は、事務局の説明があったとおりで、井戸長郷地内のげんきプラザより南に150メートルほど行ったところにあります。

現地ですけれども、現地を見たところ、事務局さんの説明があったとおり、山林化がかなり進んでおりまして、農地として復元することは難しいと考えられます。非農地と判断することは致し方ないかと思えます。

私の心象ですと、大きな桜の木がもう3本、6本とかなり桜の数がありまして、下草なんかを刈れば、違った使い方ができそうですけれども、かなり大きな木ですので、その伐採などにはかなりお金がかかるんであろうなとも思われますし、ちょっと難しいかなと思えます。あと、もうかなり傾斜地になっていますんで、畑として使用するのも難しいかと思えました。

以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 鈴木智子委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

○須賀 勤委員 案内図のところに赤い印が入っていて、矢印があるけれども、これ道の下側で矢印の……

○事務局 矢印がすみません、もう少し上のあたりです。申請地と赤くなっているところです。赤くなっているところより、申請地という文字が入っているところが該当地となります。この矢印のほうは少し下のほうになっているんですけれども、この申請地の文字があるところが今回の該当地となります。

○須賀 勤委員 公図で見ると消すの道路に接しているような、下側になっているように見えるんですけども。

○議長 全く矢印のところじゃない。

○議長 恐らく391はあっている、公図はあっていると思うよ。

○須賀 勤委員 多分390-2というところにうちが建っているんですけども、それがうちなんじゃないかな。

○議長 だから、申請地が矢印のところへずらしてもらえば、それだけの話。

○須賀 勤委員 それだけの話なんですけれども。

○議長 申請地がちょっとずれています。

ほかにごございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、非農地と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、異議ないものと認めます。

よって、本件は非農地と決定し、対象者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することに決定いたしました。

◎議案第3号 農用地利用集積等促進計画について

◎議案第4号 農用地利用配分計画について

○議長 それでは、続きまして、議案第3号、議案第4号について、関連がございますので、まとめて説明させていただきます。

議案第3号 農用地利用集積計画について、議案第4号 農用地利用配分計画について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第3号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。

議案第3号、第4号は農地中間管理事業に関連する案件のため、農地中間管理事業についてご説明いたします。

農地中間管理事業は、農地中間管理機構が農地の所有者から農地を借受け、地域で農地の借受けを希望する方に対して、適切な貸付相手を選定し、貸付けを行う事業となります。埼玉県では公益社団法人埼玉県農林公社が農地中間管理機構として指定を受けております。

農地中間管理機構が農地を借り受けるに当たっては、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構が借受け、農地中間管理機構から借受けを希望する者に貸し付けるに当たっては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農用地利用集積計画により農地中間管理機構が貸し付けることとなります。

以上で農地中間管理事業の説明を終わらせていただき、第3号の説明をさせていただきます。

本件は、農地中間管理事業として農地を所有する者から農地を貸したい旨の申出を受けて、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

それでは、計画の内容を説明いたします。

番号3-1を説明いたします。

借受人、住所・氏名、行田市真名板1975番1、公益社団法人埼玉県農林公社理事長、小畑幹さん。貸付人、住所・氏名、番号①と番号②、—————さん、権利を設定する土地は、所在地、番号①、大字井戸—————、番号②、—————です。地目はいずれも台帳、現況ともに畑、面積は①が135平米、②が161平米の合計296平米となります。次に、設定する利用権ですが、全ての利用権の種類は、賃借権の設定、内容は普通畑利用、下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は長瀬オートキャンプ場北東200メートルにある場所です。

以上で議案第3号の説明を終わります。

続いて、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見についてご説明いたします。

議案第3号は農地所有者から埼玉県農林公社が農地を借り受けるための利用権の設定を決定していただくものですが、議案第4号は埼玉県農林公社が借受けを希望する者に対して貸付けするための農用地利用集積等促進計画について、町からの依頼により意見を求められ審議をお願いするものです。意見を求められている事項は、農地の全てを効率的に耕作事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付けの適否などについて判断をお願いするものです。

それでは、計画の内容を説明いたします。

利用権の設定等を受ける者の住所・氏名、—————さん。利用権の設定を受ける土地は、議案第3号で説明させていただいた土地と同様となります。この土地について、現に農地中間管理機構から利用権等の設定を受けている者はありません。設定する権利ですが、権利の種類は賃借権の設定。利用内容は普通畑利用、具体的には大豆や小豆です。貸借期間の始期、終期については、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間です。①の賃借料—————となります。

なお、本件につきましては、町では農業委員会の意見を聞いた後、計画案を埼玉県農林公社へ提出し、埼玉県農林公社が計画を決定し、埼玉県知事が認可、公告を行い、賃借権の設定がされるようになります。

以上で説明を終わります。

○議長 ちょっと初めての方、分かりづらかったですか。

農地中間管理機構というのがあって、農林公社です。埼玉県農林公社が農地中間管理機構で、この農地中間管理機構が一旦土地を預かって、それを利用したい方に貸すという。それ

につきまして、農業委員会の意見を求められておりますので、この議題としては。

事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

齊藤委員。

○9番齊藤喜久夫委員 この————さん、秩父市山田の方はこの近隣の土地をもう既に借りていらっしゃる方ですか。

○農政担当 こちらから説明させていただきます。

この方は一応町内の会社に勤めながら、町内でまた自営でもちょっと仕事をしている方で、ただ全くの畑は初めてやるという方にはなるんですけれども、町内には仕事で頻繁に来ることがあるので、その合間の時間を利用して、小さい畑からまず借りて耕作をする。今後、もしそれで無理がないようだったら、もう少し広げていきたいという意向を聞いております。

すごい少ないんですけれども、リハビリとかそういう仕事をしていて、そういう仕事にも、利用者さんと一緒に何かやったりとか、そういうことも今後視野に入れているということは言っておりました。

○9番齊藤喜久夫委員 合計の金額が借りて、今、——円ということなんですけれども、1,000平米、1反歩で幾ら、大体相場なんでしょうか。

○農政担当 これだと——円ぐらいですかね。

○9番齊藤喜久夫委員 相場は——円ぐらいですね。了解です。

○議長 ほかに質問ございますか。

○11番野原重信委員 単なるこの金額の貸し借りって、ほかの人はみんなこういう書類を出さないでやっているんですけれども、これに、農林公社に何かメリットとか、しなきゃいけないとか、法律とか何かあるんですか。

○農政担当 基本的には、多分相対での貸借というのは、本来はよくないという。

○事務局 一般的に当人同士で貸し借りということは、よくやられているということは耳にはしているんですけれども、事務局サイド、県のサイドからいたしますと、しっかりと契約を交わした上で耕作を行っていただくというのが、一応原則にはなっているということで、この少ない面積でも書類上のやり取りを行った上で、手続をやっていただいております。

○11番野原重信委員 要するに役場関係の……

○事務局 都合というところも少しはあります。

○議長 根拠は農地法です。

- 事務局 はい。
- 議長 農地法の中で利用権を移すときは届け出ることにする、それが原則なんです。ただ、それをパスしちゃう方がかなりいるということも事実です。
- 11番野原重信委員 それをしないとどうなるの。
- 議長 罰則はないです。
- 農政担当 ないけれども、やっぱり効力がないというので、何かなくなっちゃったときにそういう契約を口約束でやっていたとなっても、結局何も残らないというところで、やはりこういうところでしっかりと契約を結んでいただくほうが。
- 11番野原重信委員 トラブルがあったときは、相対で。
- 農政担当 こっちは入れないので。法律外になってしまうので。
- 議長 そういうことで農地中間管理機構が中に入っているんです。公的な機関ですので、ここで借りているということが、契約期間とか、使用期間とか、そういう間違いがありませんので、トラブルにはならない。
- 残念ながら罰則はないんです。
- 11番野原重信委員 じゃ、トラブルがなければ。
- 議長 農業委員としてそれを推進することはとてもできない。
- 11番野原重信委員 推進するではないですけども、そういう場合が。
- はい、どうもありがとうございます。
- 議長 ほかにございますか。
- 須賀 勤委員 あんまり坪数少ない。1のところから入って行って2もやるんでしょうけれども、本当にこんな、どのくらい広さとか幅があるのか、ちょっと問題があるような感じだけれども、道幅ぐらいしかない。
- 議長 道として使用するんじゃない。
- 須賀 勤委員 みたいな感じなんだけれども、そのくらいしかないという気がするんですけども、幅が。
- 農政担当 今後は周りも多分地権者が同じ方が何筆か多分お持ちで、そっちに広げていく意向を持っている。多分、周りが結構大きいので、そこを最初から借りるにはという感じでは話していらっしやいました。
- 議長 せっかくの機会ですので、ちょっと申しつけますと、農地を集積する、農地を利用する、農地を売買する、農地を借りる、これは下限面積があったんですよ。それが今年撤廃さ

れたんです。ぜひ、このことをPRしていただいて、家庭菜園でもなんでも使っていただきたいと。遊休農地はどなたでも簡単に使えますよ。家庭菜園の小さな面積でも利用していただけますので、逆に中山間地の土地利用を考えますと、そういった事情のほうが逆に多いのかなという感じもしますので、使いたい方はぜひ進めていただければと思いますけれどもね。ちょっと蛇足になりました、すみません。

○事務局 それと、もう一つなんですけれども、町のほうで遊休農地を耕作するのにお金がかかる場合は補助金を用意していますので、木が生えていて、その木を切らなきゃならないとか、そういう場合には のほうで補助金を今年から50万円、50万円なんですけれども、1人の方については5万円まで補助を出しますので、ぜひ委員の皆様から地域住民の皆様に宣伝していただいて、遊休農地を少しでも減らせるようにご協力をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○9番齊藤喜久夫委員 その5万円というのは、何がなんだ。

○事務局長 5万円というのは、根拠というのは何パー、何分の1だけ。

○農政担当 半分で5万円。ただほかのちょっとやり始めるに当たって、以前長瀬でも用意した補助金だったりとか、あとほかの市町を見て、大体多分5万円というのは3万から5万円というのが多く出ていて、こちらも新しくつくった補助金なので、それが本当にあっているかというのはちょっと意見を聞きながらにはなるんですけれども。

○9番齊藤喜久夫委員 実費の何%とか、そういうんじゃないんだね。

○農政担当 上限は5万円。ただ、かかった経費の半分、10万円だったら5万円。

○事務局長 10万円でぴったりきれいになれば5万円で、自腹を切るのが5万円で済むと。

ちょっと遊休農地の関係の電気柵なんかの補助金の額にちょっと近い形で、それほど最初に多くの予算を取るのが難しいものですから、取りあえず50万円を用意いたしまして、それでどんどん補助金が出るようになれば、財政サイドも100万、200万ということで増やしていただけたらと思いますので、農業委員の皆さんに宣伝を。

○10番松本高正委員 これは業者頼まなきゃ駄目なんですか。

○事務局 ある程度お金がかからなくちゃなので、自分でやる分にはちょっとお金がかからないので。

○農政担当 やはり見積りを出していただいたり、領収が必要になるので。

○事務局 だから、シルバー人材センターに頼むとか、そういうふうにしていただければ、すぐ松本さんがやっちゃいますので、お願いします。

○議長 ぜひ、遊休農地を少しでも解消するように、皆さんのお力添えをぜひよろしくお願
いたします。

○須賀 勤委員 それでも計画出すんでしょう。遊休農地から耕作しますという。

○農政担当 そうです、何を作るかというのは、3年は見に行かせていただくと思うので。

○事務局 まだ、今のところゼロですので、とにかく1件でも多く。

○議長 話をすれば、何人か使っていただけるのかなという感じはしますけれども。

ほかにご質問。

○10番松本高正委員 この件ですが、文書がだんだん小さくなって行って、見つらくなって
きている。この最後のページはね。目を細めているうちに説明が終わっちゃう。

○農政担当 ちょっとこれは次から倍にして、すみません。

○議長 事務局、ちょっと考えていただいて。

○事務局 同様の案件の際にはA3で、失礼しました。

○議長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいでしょうか。質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたし
ます。

これより採決を行います。第3号と第4号分けて採決させていただきます。

議案第3号 農用地利用集積計画についてに対する採決を行います。

本件は申出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議ない
方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がありましたので、異議ないものと認めます。

よって、本件は申出のとおり決定いたします。

続きまして、議案第4号 農用地利用配分計画についてに対する採決を行います。

本件は、配分計画案について意見なしで報告したいと思いますが、これにご異議ございま
せんか。ご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は、配分計画案について意見なしで報告したいと思います。

◎議案第5号 長瀬町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について

○議長 続きまして、議案第5号 長瀬町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第5号 長瀬町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更についてご説明いたします。

こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法の一部改正に当たり、町の基本構想を変更する必要があるため、町の農政担当課が作成に当たり農業関係者及び関係機関に基本構想の意見照会をしているもので、農業委員会にも依頼が来たものであります。

農業委員会の回答としましては、「意見なし」もしくは「意見あり」で回答することとなりますので、私の説明の後に詳細な説明について、本日同席している野原さんのほうで説明させていただきますので、各委員の皆様、説明後に質疑応答やご意見を発言していただき、その後採決となります。

それでは、野原さんよろしく申し上げます。

○農政担当 では、説明させていただきます。

まず、こちら案と書いてあるホチキス止めしてあるものが、こちらで今、つくっている基本構想の案です。その後ろに1枚A4の紙で農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更についてという資料があります。こちらの資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、1、農業経営基盤強化促進基本構想とはというところで、農地を効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するための農業経営基盤強化促進法の第6条に基づき、①育成すべき農業経営の目標、②農業経営に対する農用地の利用集積目標、③その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置について、町が定めるものです。

2番目、今回なぜ変更が必要になったかといいますと、令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴いまして、県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が変更されたため、町の基本構想もそれに倣って変更が必要になりました。

改正に内容としては、①人・農地プランというものが地域計画として法定化され、目標地区に沿って地域一体となった農地の集約化を進めることになりました。②といたしまして、農地の集約化の手続が一本化され、農地バンク、先ほどもありましたが、農地中間管理機構への貸付けを積極的に促すことになりました。

3番目として、人材の確保育成を行う拠点、農業経営就農支援センターを整備して、関係機関、団体が情報の収集、連携協力や援助を進めることになりました。

先ほど事務局からも説明があったんですけども、変更の手の流れといたしましては、まずこちらで作った基本構想の原案を農業関係者のほうに先に見ていただいて意見をいただきました。その意見を反映した内容、修正加筆を加え、今、皆様にお配りしている基本構想の案ができております。こちらの案を基に農業委員会及びJAのほうに意見照会をして、その意見を反映した後に県知事宛てに変更協議を行って、町として公表という流れにこの後はなっていきます。

今回の基本構想の主な変更点について説明させていただきます。

この冊子の中なんですが、赤い文字で見え消し線を引いてある箇所が今回削除する場所、青字で記載されている場所が修正や追加する文言になります。

では、主な変更点としまして、1点目、人・農地プランや利用権設定等促進事業という記載を見直しました。こちらは14ページから19ページに記載があるんですが、今回の法改正によって、地域計画というものを定めることが法定化されたことから、人・農地プラン、今までやっていたそういう計画というものの、表現を今回の地域計画という趣旨に即した形に変更、削除しております。また、それに伴いまして、農地の集積集約化の手法から、利用権設定等促進事業を削除しました。これは中間管理事業に変わっております。

2番目の主な変更点としまして、法改正に伴う農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備を規定。こちらは9ページに記載があるんですけども、農業を担う者の確保及び育成の考え方と農業経営就農支援センターの体制及び運営について、新たに記載しております。

1番に伴いまして、同じような内容が書いてあります24ページ、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成確保に関する事項という、この部分を削除しております。

3点目の変更点といたしまして、農用地の集積に関する目標値の変更、これは11ページに記載があります。改正前、12年までの目標が50%でしたが、改正後は56%に変更しております。これは埼玉県の基本方針で変更後の目標値は現在の目標値50%を維持した上で、耕地面積や集積面積の実績から推測して設定したということになっていますので、町もそれに倣って変更しております。

その他、今の町の現状に即して文言を修正、削除しております。シイタケ農家さんがちょっとやめてしまったりとか、ブルーベリーや柿の文言、そういうところを削除しております。

説明は以上になるんですが、この後、質疑の時間があるんですが、結構内容も多く、全部読み切れなと思いますので、質疑はこの後聞いていただいても大丈夫なんですが、一度持ち帰って読んでみて、意見や質問がある方は9月4日の月曜日まで質問や意見、受け付けますので、事務局までお願いいたします。

以上になります。

○議長 この基本構想は町がつくる基本構想です。根拠は農業経営基盤強化促進法という法律がございまして、その中でこの基本構想を県の基本方針に沿って作り直しなさいということが法律で義務づけられた。農業経営基盤強化促進法の中で、これを町がつくるときに農業委員会に意見を聞きなさいということになっているわけです、法律の中で。ということで、今日お示しました。

いきなり意見をといってもちょっと無理ですので、意見のある方は9月4日までに事務局のほうへメモ書きで結構ですので、言葉ですとちょっとこちらで記録するのが大変ですから、少なくとも紙に書いたものを事務局のほうに、またこれに赤書きで書いていただいても結構ですから、意見のある方は事務局のほうに9月4日までに出示してください。

出したものをその中で農業委員会として意見をまとめるわけですがけれども、これは大変恐縮なんですけれども、私に一任させていただきませんか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 そうすれば、出てきた意見を私のほうで取りまとめて、農業委員会の意見として町へ提出するというような手順でいきたいと思っておりますので、皆様にはこの基本構想に対する意見を9月4日までに小川さんか、もしくは野原さんのほうにお持ちいただければと思います。

実は、私もかなり意見を野原さんにぶつけてありましたけれども、それを見事に野原さんは取り入れていただきまして、ありがとうございました。

あくまでも皆さん、基本構想ですので、当たらずとも遠からずみたいな話の中でまとめるしかないのかなという感じでおりますが、実はこれは掘り下げれば、これからの町の農業をどうするかという根本的な問題なんです。

ですので、農林振興センターとか、それから秩父農協さん、そういったところとここの農業委員会が意見交換とか、そういう場も必要なのかなと。これはこれとして、こういう場も必要なのかなというふうに感じていますので、また皆さんのご意見を伺いながら、将来の長瀬町の農業をどうするかというのを考えていきたいというふうに思います。個人的にはもう担い手がもう——さんのような方はもうまれでして、相当減ってきています。だから、遊

休農地は増えます。

じゃ、どうするかという話です。それは、農業委員会の中だけではとても解決できない。農林公社とか、秩父農協さんとか、秩父農林振興センターとか、そういったところといろいろ検討して、将来の長瀨町の農業を考えていければなというふうに考えます。

ということで、質疑のほうはちょっとこの中で急にといっても無理ですので、この場では意見なしでよろしいでしょうか。

- 9番齊藤喜久夫委員 1点だけ教えてもらいたいですけれども、11ページの目標が50%から56%に安定的な農業経営を推進する面積シェアの目標を当初5割という数字自体が、長瀨町の現実幾らなんですか。これをさらに上げたって、絵に描いた餅もいいところなんで、こういう無駄なことやらないほうがいいんじゃないか。

農業会議の指針けれども、県の指針、指導だということで説明ありましたけれども、絵に描いた餅をさらに絵に描いてどうするのという感じもしないでもないので、ちょっと意見として申し上げておきます。

- 議長 ありがとうございます。

それでは、この場は質疑のほうを終結させていただきますけれども、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 議長 それでは、先ほど申し上げましたとおり、9月4日まで意見のある方は事務局のほうに提出をお願いいたします。

それでは、以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

- 議長 次に、その他でございますが、まず9月の委員会日程でございます。

9月の委員会につきましては、25日月曜日、午後1時30分からとしたいと思います、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 議長 それでは、9月25日月曜日、午後1時30分からいたします。

事務局から何かございますでしょうか。

- 事務局 先月の農地転用の許可状況になりますが、農地法第4条と5条で、4条1件、5条3件ありましたが、4条の1件と5条の3件のうち2件は8月17日付で許可となりました。5条の1件につきましては、県の書類審査の過程で追加書類を求められており、保留となっ

ております。

あと、総会終わった後に来月の研修会について、また話合ひできればと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 それでは、以上で本日予定した議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 それでは、委員の皆様には長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年第8回の農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

皆様、ご苦労さまでございました。

(午後2時33分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和5年8月25日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 武 井 哲 夫

署名委員 朽 原 仁